

## 公立大学法人敦賀市立看護大学利益相反マネジメント基本方針

令和元年11月27日

(理事長)

### 1 目的

公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）は、豊かな教養と高度な専門的知識と実践力を有する人材の育成と看護の発展に貢献できる質の高い研究に取り組むことをもって社会に貢献するという基本理念に基づき、多様な教育研究活動を展開している。こうした中においては、共同研究、受託研究、社会貢献活動等、外部機関と連携した様々な活動（以下「産学官連携活動等」という。）が行われている。

産学官連携活動等を行う上では、教職員が特定の企業や団体等から利益を得、又は必要な範囲での責務を負うことがある中で、利益相反が生じる可能性もある。

利益相反は、正当に利益を得、それに見合った責務を果たす限りにおいては、問題となることはない。しかし、不正があったり、社会通念上、本来の責務を果たしていなかったり、自己の利益を優先していると思われかねない事案等が発生している場合は、社会的信頼を損ねる可能性がある。こうした状況を未然に防止するとともに、発生した場合は、適切な対応を図るために利益相反マネジメントの基本方針を定めるものである。

### 2 利益相反マネジメントの対象者

- (1) 本学の教職員（非常勤を除く）
- (2) その他理事長が必要と認める者

### 3 権利保護の原則

利益相反マネジメントは本学の社会的信頼を維持・確保するために行うものであり、対象者の制裁を目的として行うものではないとの認識を常に持ち、対象者の権利利益を不当に害してはならない。

### 4 利益相反マネジメントの実施

- (1) 社会への説明責任を果たす観点から、透明性の高いルールとシステムを整備する。
- (2) 対象者が安心して産学官連携活動等に取り組める環境を整備することをもって産学官連携活動等の推進に寄与する。
- (3) 臨床研究については、特に慎重な対応を行う。
- (4) 学生を産学官連携活動等に関与させるにあたっては、学生の教育を受ける権利と選択の自由を不当に害さないように配慮する。
- (5) 理事長は、利益相反マネジメントを統括する。

(6) 利益相反マネジメントを担当する組織として敦賀市立看護大学利益相反マネジメント委員会を設置する。

## 5 利益相反の定義及び範囲

### (1) 狭義の利益相反

対象者が産学官連携活動等に伴って得る利益と、教育研究という大学における責任が衝突・相反している状況。

### (2) 責務相反

対象者が主に兼業活動により企業や団体等に職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行の責任と企業や団体等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。

## 6 利益相反に関する基本的判断基準

(1) 対象者が自己の利益を優先させて活動したと思われる場合

(2) 対象者が果たすべき教育研究上の責任が遂行できていない、または、遂行できていないのではないかと思われる場合

(3) その他社会通念に照らし、対象者に係る利益相反により社会的信頼が損なわれると思われる場合

## 7 基本方針の見直し

社会の変化に対応するため、必要に応じ、この基本方針の見直しを実施する。